

最高裁判所(第三小法廷) 平成●●年(〇〇)第●●号、平成●●年(〇〇)第●●号 所得
税更正処分取消等請求上告及び上告受理事件

国側当事者・西宮税務署長

平成23年9月6日棄却・不受理・確定

(第一審・神戸地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成21年5月27日判決、本資料25
9号-98・順号11211)

(控訴審・大阪高等裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成22年8月26日判決、本資料26
0号-139・順号11495)

決 定

別紙当事者目録記載のとおり

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項
所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲及び理由の不備・食違いをいうが、その実
質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に
該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められ
ない。

平成23年9月6日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 岡部 喜代子

裁判官 那須 弘平

裁判官 田原 睦夫

裁判官 大谷 剛彦

裁判官 寺田 逸郎

当事者目録

上告人兼申立人	①
同訴訟代理人弁護士	高橋 敬
被上告人兼相手方	西宮税務署長 矢野 武司
同指定代理人	石川 裕一